上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙 「上場有価証券等売買手数料一覧」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 上場有価証券等を当社との相対取引により購入する場合は、お客さまと当社が協議の うえ決定した手数料をいただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租 公課その他の賦課金が発生します(※2)。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向 をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、 商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券 等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設 備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3)といい ます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって 損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、 裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場 有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される (できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価 額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の 価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回るこ とによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行 使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券はあらか じめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場 合があります。

・外国証券については、我が国の金融商品取引所に上場されている場合や我が国で公募・ 売出しが行われた場合等を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が 行われておりません。

上場有価証券等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・上場有価証券等のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場または外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し
- ・ 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、 法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらか じめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (http://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html) でご確認いただけます。

上場有価証券等売買手数料一覧

- 1. 国内上場株式等(転換社債型新株予約権付社債を除く)
- (1) 当社店舗(水戸ネットを除く)でのお取引
 - ①手数料率(税込)

a. 当社営業員経由で売買する場合

約定金額	手数料率	割引
100 万円以下	約定金額×1.2650%	
100万円超 300万円以下	約定金額×0.9350%+3,300円	
300万円超 500万円以下	約定金額×0.8800%+4,950円	割引率
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.6600%+15,950円	最大
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.5500%+26,950円	15%
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.3300%+92,950円	
5,000 万円超	257,950円	

- 最低手数料は 2,750 円です。(割引率最大 15%)
- •精算金額が最低手数料に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいた だきます。

b. マルチコール (専用フリーダイヤル経由) で売買する場合

約定金額	手数料率	割引
100 万円以下	約定金額×1.0120%	
100万円超 300万円以下	約定金額×0.7480%+2,640円	
300万円超 500万円以下	約定金額×0.7040%+3,960円	割引率
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.5280%+12,760円	最大
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.4400%+21,560円	15%
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.2640%+74,360円	
5,000 万円超	206,360円	

- 最低手数料は 2,200 円です。(割引率最大 15%)
- 精算金額が最低手数料に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいただきます。
- ※マルチコール(専用フリーダイヤル経由)(O12O-31O-273)のご利用は、当 社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。ま た、信用取引口座、発行日取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されて いるお客さまは、マルチコール(専用フリーダイヤル経由)でのご注文をお受け いたしません。

※マルチコール(専用フリーダイヤル経由)をご利用の場合、カスタマーセンターがご注文をお受けいたします。

c. マルチネット(オンライントレード経由)で売買する場合

約定金額	手数料率	割引
100 万円以下	約定金額×0.7590%	
100万円超 300万円以下	約定金額×0.5610%+1,980円	
300 万円超 500 万円以下	約定金額×0.5280%+2,970円	割引率
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.3960%+9,570円	最大
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.3300%+16,170円	15%
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.1980%+55,770円	
5,000 万円超	154,770円	

- 最低手数料は 1,650 円です。(割引率最大 15%)
- •精算金額が最低手数料に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいただきます。
- ※マルチネット(オンライントレード経由)の売買は、当社の定める支店でお取引されている個人のお客さまに限らせていただきます。また、信用取引口座、発行日取引口座、先物・オプション取引口座をご開設されているお客さまは、ご利用できません。
- ※マルチネット(オンライントレード経由)の売買については、マルチチャネルサービスご利用のお申込みが必要となります。

○割引率内訳

「預り資産」による割引・・・・・・・・ 最大 5%「取引実績」による割引・・・・・・・・ 最大 10%

○「預り資産」および「取引実績」による割引内容

基準値計算期間	毎年3月1日~8月31日、9月1日~2月28日(29
空华他可穿别问 	日)の2期間
割引適用期間	毎年10月1日~3月31日、4月1日~9月30日
	の2期間
	基準値計算期間における各月末の預り資産平均残高に
「預り資産」基準割引	応じて割引率を決定します。(下表「割引率表」参照)
	※ジュニア NISA 口座分を含みます。
「取引実績」基準割引	基準値計算期間中にお客さまが売買された株式に対す
	る売買手数料の累計額に応じて割引率を決定します。
	(下表「割引率表」参照)
	※ジュニア NISA 口座分を含みます。

	割引率表								
領の	5,000 万円超	5%	9%	10%	11%	12%	13%	14%	15%
預り資産	5,000 万円以下	4%	8%	9%	10%	11%	12%	13%	14%
	3,000 万円以下	3%	7%	8%	9%	10%	11%	12%	13%
	1,000 万円以下	2%	6%	7%	8%	9%	10%	11%	12%
	500 万円以下	1%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	11%
	300 万円以下	0%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
		5 万円 以下	30 万円 以下	50 万円 以下	70 万円 以下	100万円 以下	300 万円 以下	500 万円 以下	500万円超

取引実績

②ベーシスポイントによる手数料算出

前項①による手数料算出のほか、ベーシスポイント(手数料上限金額を含む)による 手数料算出の選択が可能です。このベーシスポイントの選択は、お客さまと当社と協 議のうえ決定いたします。

なお、ベーシスポイントによる手数料算出を選択された場合、マルチコール(専用フリーダイヤル経由)でのご注文、およびマルチネット(オンライントレード経由)のご注文はお受けいたしません。

(2) 水戸ネットでのお取引

〇手数料率(税込)

約定金額	手数料率
50 万円以下	一律 440円
50万円超 500万円以下	約定金額×0.0880%
500 万円超	一律 4,400 円

- ・割引率の適用はありません。
- 最低手数料は 440 円です。
- 精算金額が 440 円に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいただきます。

※パソコンの故障等によりインターネット経由での売買ができない場合、電話でご注文をお受けします。なお、この場合の売買手数料は、前述(1)① b「マルチコール(専用フリーダイヤル経由)で売買する場合」に記載する手数料率とさせていただきます。

2. 転換社債型新株予約権付社債

〇手数料率(税込)

約定金額	手数料率
100 万円以下	約定金額×1.1000%
100万円超 500万円以下	約定金額×0.9900%+1,100円
500 万円超 1,000 万円以下	約定金額×0.7700%+12,100円
1,000 万円超 3,000 万円以下	約定金額×0.6050%+28,600円
3,000 万円超 5,000 万円以下	約定金額×0.4400%+78,100円
5,000 万円超 1 億円以下	約定金額×0.2750%+160,600円
1億円超 10億円以下	約定金額×0.2200%+215,600円
10億円超	約定金額×0.1650%+765,600円

3. 外国株式等

(1) 現地委託取引

〇手数料率 (税込)

海外精算代金(円換算金額)	国内取次ぎ手数料率
100万円以下	海外精算代金×1.2650%
100万円超 300万円以下	海外精算代金×0.9350%+3,300円
300 万円超 500 万円以下	海外精算代金×0.8800%+4,950円
500 万円超 1,000 万円以下	海外精算代金×0.6600%+15,950円
1,000 万円超 3,000 万円以下	海外精算代金×0.5500%+26,950円
3,000 万円超 5,000 万円以下	海外精算代金×0.3300%+92,950円
5,000 万円超	257,950円

- 割引率の適用はありません。
- 最低手数料は 2,750 円です。
- 精算金額が最低手数料に満たない売却注文については、不足金額をお支払いいただきます。
- ※海外精算代金は現地約定金額に現地費用(外国金融商品市場における売買手数料 及び租税公課その他の賦課金)を加減した金額となります。

(2) 国内店頭取引(仕切)

○手数料相当額

お客さまに提示する売り・買い仕切価格は、前日の取引所価格などを基準に合理的かつ適正な方法で算出した社内基準価格を仲値として、仲値と売り・買い仕切価格との差がそれぞれ 2.5% (手数料相当額) となるように設定したものです。

なお、仕切価格には手数料相当額が含まれているため、別途手数料は頂戴しません。

(3) 外貨決済サービス

外貨決済サービスとは、外国株式の受渡時に日本円から直接米ドルへ転換させるサービスです。(米ドルから日本円への転換も可能となります。この場合、為替差損益(※)が発生する可能性があります。)

外国株式の受渡し精算について、お客さまから米ドル MMF を介した受渡しの指定がない限り、外貨決済サービスによる受渡で対応いたします。

※為替差損益に対する税金

為替差益は、雑所得として総合課税の対象となるため、確定申告が必要です。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告は不要です。(複数の会社から給与を得ている等、一定の場合を除きます。)

また、為替差損は、他に雑所得(総合課税)がある場合、確定申告をすることにより、相殺することも可能です。詳しくは、税理士、税務署等の専門家へお問い合わせ下さい。